

【シンガポール】新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財庁への手続に関するお知らせについて

2020年3月30日

ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知財庁（IPOS）は、ホームページ上に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財庁への手続に関するお知らせを公表した。概要は以下の通り。

- ・ 可能な限り出願手続をオンライン（「IP2SG」のポータル（www.ip2.sg）またオンラインアプリ「IPOS Go」）で行っていただきたい。
- ・ それ以外の場合は、書類等は郵送で提出していただきたい。
- ・ 期間延長については、通常の延長申請に関する該当書類を提出することで対応していただきたい（「IP2SG」ポータル上に掲載。なお、拒絶理由通知に対する応答など、有料の場合もあり）。
- ・ 該当する延長申請書類がわからない場合、ipos_enquiry@ipos.gov.sg までお問い合わせいただきたい。（一般的なお問い合わせについて、+65-6339 8616 まで連絡いただければ、後日にコールバックをすることも可能）。

情報公開日

2020年3月30日

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/updates/ViewDetails/our-filing-services-during-covid-19/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年3月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。